

「新型インフルエンザ対策行動計画」の概要について

【健康福祉部保健薬務課】

「新型インフルエンザ対策行動計画」は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」との整合性を図りながら、保健・医療以外の社会経済活動や県民生活等県民に協力を求める分野も含め、想定事態別に各部局別の対応策などを取りまとめたものである。

1 背景

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスが突然変異したり、人のウイルスと交雑したりすることで人に感染しやすいものに変異すると考えられており、数十年の周期で出現し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしている。

近年、アジア各国で高病原性鳥インフルエンザが発生し、人への感染や死亡例がかなり報告されており新型インフルエンザの出現が懸念されている。

＜流行規模の推計＞

米国疾病管理センターの推計モデル（人口の25%罹患、流行8週間継続と仮定）を適用

新型インフルエンザが出現した場合に想定される本県の患者数

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ・ 外来患者 | 約9万7千人～約22万5千人（中間値約16万1千人） |
| ・ 入院患者 | 約2,700人～約6,800人（中間値約5,300人） |
| ・ 死亡者 | 約700人～1,700人（中間値約1,200人） |

これらの感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会経済機能の破綻を防ぐため、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

2 危機管理体制

- 新型インフルエンザ発生前は、「新型インフルエンザ対策推進会議（議長：健康福祉部次長）」を開催し、関係部局が連携しながら、発生に備えた対応を行う。
- 国内外を問わず新型インフルエンザが発生した場合は、危機管理要綱に基づく「危機対策本部（本部長：知事）」、「危機管理対策会議（議長：副知事）」を設置し、全庁的な危機管理体制を確立する。

3 発生段階別の対応

「発生前の段階」、「国外発生段階」、「国内発生・県内非発生段階」、「県内発生段階」、「流行期」、「終息期」の6段階ごとに、（1）サーベイランス、（2）情報提供・相談、（3）県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援、（4）積極的疫学調査、（5）医療体制について、県内の関係機関等のとるべき対応をまとめている。

「発生前の段階」(人から人への感染が確認されていない場合)

- ・ 感染症発生動向調査等によりインフルエンザの発生動向を注視、また、医師からの報告により高病原性鳥インフルエンザ患者の発生を把握(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- ・ 新型インフルエンザに関する一般的な情報(手洗い、うがい、マスク着用等の一次予防も含む)をホームページ等で提供(保健薬務課、スポーツ保健課、県民文化課国際室、衛生研究所等)
- ・ 事業所(養鶏場等)、学校、社会福祉施設に対して、家きんと野鳥の接触回避及び異常死の報告要請(エコ農業推進課、家畜保健衛生所、スポーツ保健課、義務教育課、教育やまがた振興課、健康福祉部関係各課等)
- ・ 感染症指定医療機関に対して、県内発生段階での新型インフルエンザ患者の治療等及び県内発生段階・流行期での発熱外来設置を要請。それ以外の二次医療機関に対して、流行期での中等度・重症患者の入院治療体制の準備等要請(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 一次医療機関に対して、流行期での軽症患者等の外来医療準備等を要請(保健薬務課、健康福祉企画課) など

「国外発生段階」(国外において限定された人から人への感染が確認された場合など)

- ・ 海外の患者発生状況等情報をホームページ等で提供(県民文化課国際室、危機管理室、保健薬務課)
- ・ 県庁等に相談窓口の設置(県庁、総合支庁、保健所)
- ・ 県民等に対して、新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛要請(県民文化課国際室、保健薬務課)
- ・ 日本人学校教師、海外技術協力員等に対して、新型インフルエンザに関する情報の提供(義務教育課、県民文化課国際室等)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者が入国した場合は、検疫所と連携して、患者の医療機関の受診と、疫学調査を実施(保健薬務課、保健所)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域からの有症(発熱・咳等)の観光客について、医療機関受診を勧奨するよう旅館・ホテルに要請(保健薬務課、保健所)
- ・ 駐在員への抗インフルエンザウイルス薬による治療体制整備、発症者等の帰国自粛を要請(工業振興課等)
- ・ 県看護協会と連携して、医療スタッフ確保の準備(保健薬務課、健康福祉企画課) など

「国内発生・県内非発生段階」(国内において限定された人から人への感染が確認された場合など)

- ・ 学校、事業所、社会福祉施設に対して、関係者の健康状況の把握、マスク着用等の指導及び流行期の管理等体制の準備を要請(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、健康福祉部関係各課等)
- ・ 新型インフルエンザの発生がない地域の駐在員に帰国自粛を要請(工業振興課等)
- ・ 流行期に職員が複数発症した場合の業務体制の準備(各所属)
- ・ 一般家庭に対して、流行期の外出による感染機会を減らすため、十分な量の生活必需品の準備を

要請（生活安全調整課、保健業務課）

- ・ 入院対応可能な医療機関の情報を収集し、関係機関に提供（健康福祉企画課） など

「県内発生段階」（県内において人から人への感染が確認された場合など）

- ・ 事業所、社会福祉施設に対して、不要不急の会議等の延期又は中止を要請（健康福祉部関係各課等）
- ・ 公共機関、公共施設、商業施設、興行施設に対して、感染防止に関する掲示・案内、利用抑制措置の実施を要請（関係各課）
- ・ 非流行地域の駐在員に対して、帰郷延期又は自粛を要請（工業振興課等）
- ・ 海外渡航、観光客等に対して、不要不急の海外渡航の自粛を要請（県民文化課国際室）
- ・ 感染症指定医療機関に対して、専用外来の設置、入院治療（病棟単位又はフロア単位で管理できる体制の確保を含む）の実施を要請（保健業務課、健康福祉企画課）
- ・ 一次、二次医療機関（感染症指定医療機関を除く）に対して、感染が疑われる患者を感染症指定医療機関へ受診指導等行うよう要請（保健業務課、健康福祉企画課）
- ・ 感染症指定医療機関に対して、新型インフルエンザ患者への抗インフルエンザウイルス薬等を使用した治療の要請（保健業務課）
- ・ 感染症指定医療機関に対して、社会機能維持者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を要請（保健業務課） など

「流行期」（県内において人から人への感染が増加又は持続している時期）

- ・ 学校、事業所、社会福祉施設に対して、臨時休校、休業等を要請（スポーツ保健課、健康福祉部関係各課等）
- ・ 市町村に対して、一人暮らしの在宅療養者等への支援を要請（健康福祉部関係各課）
- ・ 二次医療機関（感染症指定医療機関含む）に対して、新型インフルエンザ中等度・重症患者の入院治療、軽症患者の一次医療機関への振り分け（トリアージ）を要請。また、感染症指定医療機関に対して、地域の特殊医療・高度専門医療確保の留意を要請（保健業務課、健康福祉企画課）
- ・ 一次医療機関に対して、新型インフルエンザ軽症患者の治療の実施、患者増加に対応するため診療時間の延長、休日・夜間診療を要請（保健業務課、健康福祉企画課）
- ・ 新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関に収容しきれない場合は、事前に選定した公共施設等を臨時の収容施設に指定（関係各課） など

「終息期」（パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期）

- ・ 発生動向調査等の見直し（保健業務課、保健所、衛生研究所）
- ・ 医療体制見直しの検討（保健業務課、健康福祉企画課） など